

諮問第4号

相楽都市計画 特別用途地区の変更

(精華町決定)

計画書 (案)

京都府 精華町

相楽都市計画 特別用途地区の変更（精華町決定）

●特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特定大規模小売店舗制限地区	147.9ha	+2.8ha
精華・西木津地区 研究開発地区	126.1ha	増減なし

●位置および区域

- ・別添総括図、計画図のとおり

●理由

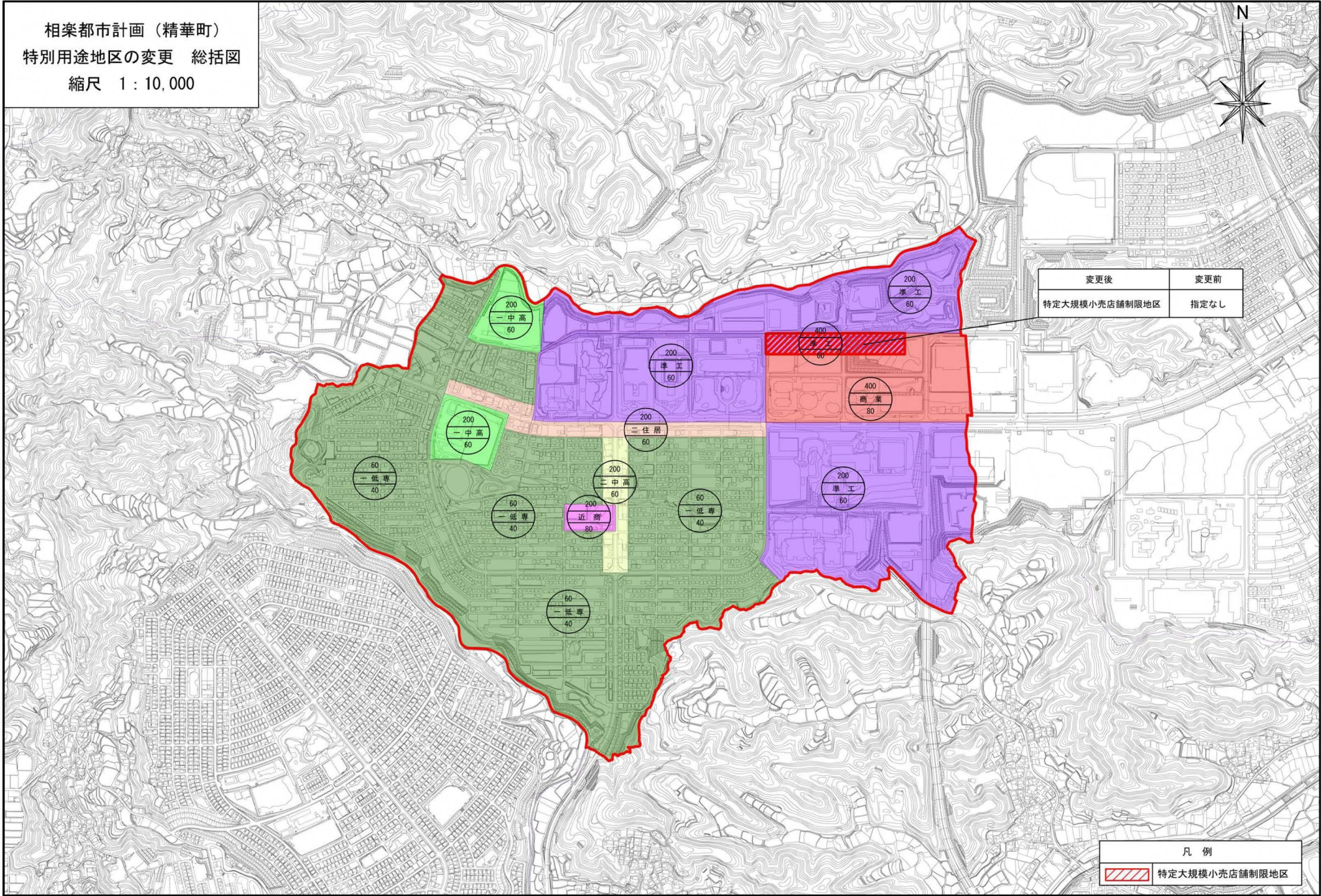
- ・別添理由書のとおり

新 旧 対 照 表

種類	面積（新）	面積（旧）	備考
特定大規模小売店舗制限地区	147.9ha (+2.8ha)	145.1ha	
精華・西木津地区 研究開発地区	126.1ha	126.1ha	増減なし

理由書

関西文化学術研究都市の精華・西木津地区のセンターゾーンにおいて、用途地域の変更に伴い、特定大規模小売店舗の無秩序な立地を抑制し、中心市街地等への計画的な立地誘導を図るため、特別用途地区の特定大規模小売店舗制限地区の指定を行うものである。



相楽都市計画（精華町）
特別用途地区の変更 計画図
縮尺 1：2,500

変更後
特定大規模小売店舗制限地区

変更前
指定なし

凡 例
特定大規模小売店舗制限地区

道路中心線
地番界
見通し線

200
準 工
60

400
準 工
60

400
商 業
80